

京都市上下水道局職員の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第17号

京都市上下水道局職員の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員の標準的な職を定める規程の一部を次のように改正する。

本則に次のただし書を加える。

ただし、プロジェクトチームのチームリーダー及びサブリーダーが属する職制上の段階に応じる標準的な職は、京都市公営企業管理者上下水道局長が別に定める。

本則の表中「支所長（鳥羽水環境保全センター吉祥院支所長を除く。）」を「みなみ下水道管路管理センター山科支所長」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)